

3・4階建築物の直結直圧式給水に関する施行基準

貝塚市上下水道部

令和7年2月3日

1 前 書

この基準は、特例措置として承認する、直結直圧式給水が可能な3・4階建築物の給水装置の設計及び施工に関して必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。なお、この基準に明記されないものは、「給水装置工事設計施行基準」（以下「設計施行基準」）等によるものとする。

2 用語の定義

この基準において用いられる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 3・4階建築物とは、被分岐管の埋設された地盤面より3・4階建ての建築物をいう。
- (2) 直結直圧式給水とは、貯水槽を介せず配水管のもつ水量、水圧等の供給能力の範囲内で、上層階まで給水を行うことをいう。
- (3) 専用（個人）住宅とは、自ら居住用に供する建築物をいう。
- (4) 店舗付住宅とは、自らが居住用と店舗に供する部分を併用した建築物をいう。
- (5) 店舗とは、小売業のみを営むための建築物をいう。
- (6) 事務所とは、居住の用に供しない事務のみを取り扱う建築物をいう。
- (7) 共同（集合）住宅等とは、共同住宅と店舗付又は事務所付共同住宅、並びに店舗・事務所を含めた建築物をいう。

3 適用範囲

3・4階建築物で以下の各条件すべてに適合するものに限り、貯水槽を省略し直結直圧式で給水することができる。ただし、ホテルや病院など一時に多量の水を使用する建物や常時一定の水供給が必要で断水による影響が大きい建物は、ストック機能が必要であり、また、毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これの製造、加工又は貯蔵を行う工場等については、水道水の安全性を確保するという観点から対象外とする。

- (1) 最小動水圧が0.245Mpa から0.294 Mpa 未満の地域
 - ①給水する建築物が3階以下であること。
 - ②3階部分に設置する給水支栓の高さが、道路面から9.0m以下であること。
 - ③分岐口径がφ75mm以下であること。
 - ④分岐となる配水管の口径が分岐口径より1口径以上差があること。
 - ⑤給水管の管内流速が2.0m/s 以下であること。
 - ⑥メーター口径がφ20mm以上であること。
 - ⑦水理計算上、給水可能であること。

⑧次の各項のいずれかに該当する建物

ア、一戸建て専用（個人）住宅

イ、店舗付住宅

ウ、店舗

エ、事務所

オ、共同（集合）住宅等

カ、他 3 階直結直圧式給水をするものが適当と認めた建物

（２）最小動水圧が 0.294Mpa 以上の地域

①給水する建築物が 4 階以下であること。

② 4 階部分に設置する給水支栓の高さが、道路面から 12.0m 以下であること。

③分岐口径が $\phi 75\text{mm}$ 以下であること。

④分岐となる配水管の口径が分岐口径より 1 口径以上差があること。

⑤給水管の管内流速が 2.0m/s 以下であること。

⑥メーター口径が $\phi 20\text{mm}$ 以上であること。

⑦水理計算上、給水可能であること。

⑧次の各項のいずれかに該当する建物

ア、一戸建て専用（個人）住宅

イ、店舗付住宅

ウ、店舗

エ、事務所

オ、共同（集合）住宅等

カ、他 3・4 階直結直圧式給水をするものが適当と認めた建物

4 給水装置の設計

（１）申請手続き

①基本調査

ア．給水装置の基本計画を策定するに当たり、基本調査（事前調査・現地調査）は、計画施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定、施行、さらには給水装置の機能にも影響するものであるため、十分な調査を慎重に行うこと。

イ．開発申請または建築確認申請までに上下水道部に「設計水圧調査申込書（様式－１）」を提出し事前に協議すること。

ウ．上下水道部は前項イの申込書が提出された場合、申込者に対し「設計水圧通知書（様式－２）」をもって通知する。

②事前協議

ア．設計水圧の通知を受けた後給水装置の設計を行い、開発申請または建築確認申請までに「事前協議申込書（様式－３）」必要な場合は水理計算書を上下水道部に提出し、協議すること。

イ．上下水道部は、前項イの事前協議申込書が提出された場合、申込者に対し「事前協議結果通知書（様式－４）」をもってその結果を通知する。

ウ．給水装置工事申込時に提出された内容が本協議内容と異なる場合は、新たに協議を行うこと。

（但し、３階一戸建て専用（個人）住宅は「設計施行基準による」）。

（２）設計水圧

設計に用いる水圧は次表のとおりとする。当該計画地の設計水圧は、設計水圧通知書により、上下水道部が別途指示する。

配水管最小動水圧	設計水圧
0.245Mpa から 0.294 Mpa 未満	0.245Mpa
0.294Mpa 以上	0.294Mpa

（３）設計使用水量及び水理計算については、「設計施行基準」による（ただし共同（集合）住宅のワンルームタイプでφ２０メートル設置の場合、流量はφ１３メートルの流量とみなすことができる）。

５ メーター設置基準

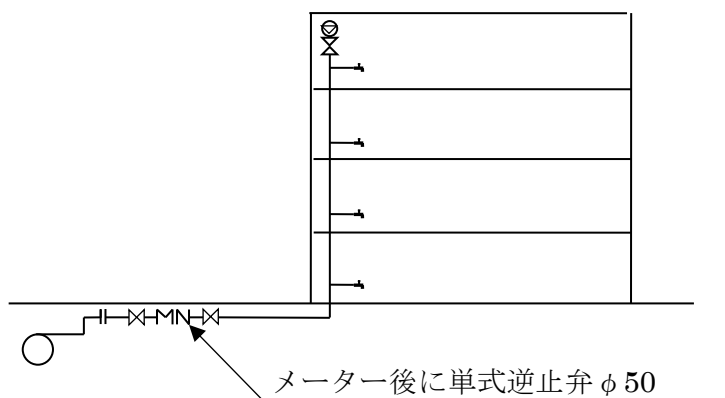
３・４階直結直圧式給水による共同（集合）住宅のメーター設置は、親メーターを設置せず各戸ごとに設置するものとする。その他は、「設計施行基準」のとおりとする。

６ 施工等

（１）単式逆止弁の設置

φ５０mm メーター設置の場合は、メーター後に認証品である単式逆止弁を設置することとし、単式逆止弁が常時、取替点検可能である状態であること。

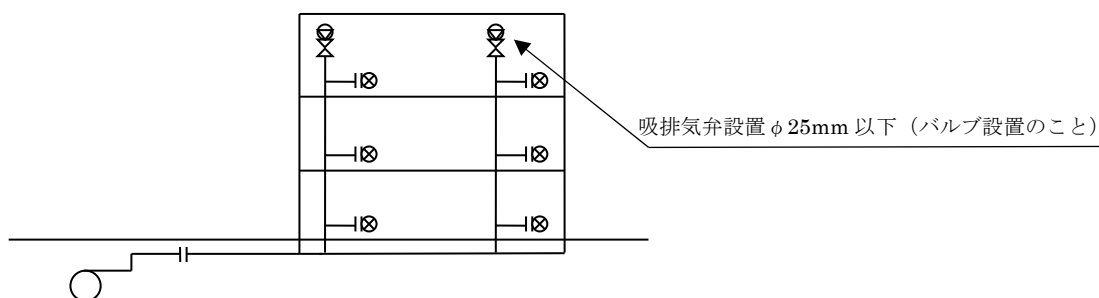
３階以上の配管系統の水道メーター２次側に、逆流防止の措置を講じること。



単式逆止弁は、メーターボックス内に設置すること。

(2) 吸排気弁の設置

立上り配管の頂上部には、吸排気弁を設置すること。この場合、パイプスペース内でドレン設備を設ける等、必要な排水措置を講ずることとする。なお吸排気弁の上流には、バルブを設置すること。



給水立て管に求められる必要吸気量

立て管口径(mm)	20	25	40	50
吸気量(l/s)	1.5	2.5	7.0	14.0

7 維持管理

3・4階直結直圧式給水の申込者は、「給水装置維持管理に関する（新規・変更）届出書（様式－5）」及び「直結（直圧・増圧）式給水装置維持管理誓約書（様式－6）」を提出するとともに、その内容に留意すること。

8 受水槽方式から直圧方式への改造

既設建物で受水槽の下流側の給水設備（以下「給水設備」という。）を流用して直圧方式に改造する場合は下記の条件を満たすとともに、事前協議時に市指定給水装置工事事業者による事前調査を行い、その内容を「既設給水設備調査

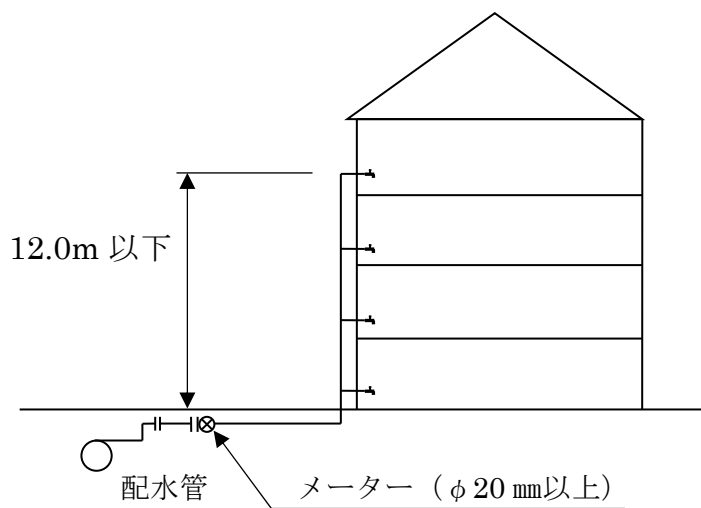
報告書（様式7）」により報告すること。

実施条件

- （1）給水設備が水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していること。亜鉛メッキ鋼管及び鉛管の再使用については、認めない。
- （2）給水設備が水圧試験に合格すること。
- （3）水質検査を行い、基準値を満たしていることを確認すること。
- （4）給水設備の給水管口径が水理計算を満たしていること。また、既設管に接続場合も同様とする。
- （5）メーターを設置する場合については、「設計施行基準」のとおりとする。
- （6）立て管接続する場合は、立ち上がり配管の頂上部に吸排気弁を設置すること。
- （7）厚生労働省通知に基づき、該当する事項を実施、確認を行うこと。
- （8）その他、新設基準に準ずること。

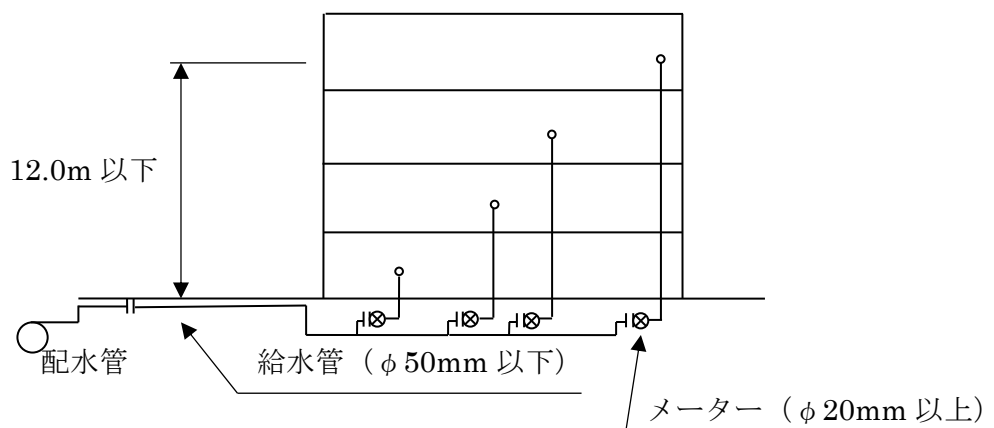
9 給水形態

(1) 3・4階建ての専用住宅（一戸建住宅）・事務所ビル（単独使用）の例

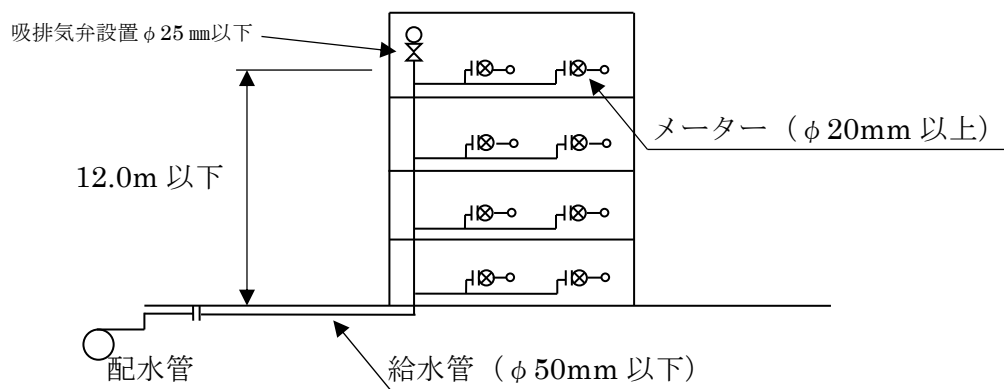


(2) 3・4階建て共同（集合）住宅・店舗付き住宅・事務所ビルの例

①メーターを各戸に地中設置



②メーターを各戸にフロア設置



附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年2月3日から施行する。